

国民年金 だより

ご存知ですか？
こんなこと、
あんなこと

国民年金保険料の
免除申請の対象期間が
拡大されました

国民年金保険料の免除申請の対象期間が、平成26年4月から申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請できるようになりました。

また、審査を希望する年度当時の離職の証明となる公的な書類を添付すると離職者のみ申請年度の前年所得が0円となる特例が適用されます。
(配偶者や世帯主が離職した場合も同様)

免除・納付猶予で
大事なこと

免除・納付猶予を受けるために大事なことは、税の申告(確定申告)を行うことです。「本人」「配偶者」「世帯主」の3

年金事務所 出張年金相談日

相談日 毎月第4水曜日
5月28日(水)・6月25日(水)

受付時間 午前10時～11時40分
午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター
2階会議室

※事前の予約はできません。
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。
また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



者の税の申告が必要で、未申告の場合、免除・納付猶予の申請をしても却下されます。
免除の申請時には、次のことに注意してください。

- ①「収入がない」「3月末まで学生だった」などの理由で申告をしていない場合がある。
- ②扶養に入っているからと思っけていても、「医療保険の扶養」の場合があるので確認してください。
- ③去年と今年で、税の扶養に取っている人数に違いがないか確認してください。
- ④免除申請時に、申請書の上部の「免除の種類」が書かれていいる部分を○で囲んだりすると、「囲んだ部分のみ審査希望」と判別されますので、注意が必要です。

高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

こんにちは
市民課
窓口です

広域交付
住民票の取得

市民課
市民窓口係
☎42・1191

広域交付住民票とは、住所地以外の市区町村で取得できる住民票のことです。須崎市でも、須崎市民ではない人が広域交付住民票を取得することができます。

必要なもの

本人確認書類(運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートなどの官公庁が発行した顔写真付き証明)

請求できる人

本人または同一世帯の人(代理人等による請求はできません)

受付時間

午前9時～午後4時30分
(システムの稼働時間が限られているため)

手数料

1通 450円

広域交付住民票には、住所地で発行される住民票と異なり、次の事項が記載されませんのでご注意ください。

- ・筆頭者
 - ・市内住所履歴
 - ・転出・死亡した人
- (そのほかの記載事項に関しては、住所地で発行される住民票と同じ内容です)

須崎市民が市外で広域交付住民票を取得する場合は、手続きを行う市区町村に必要なものなどをご確認ください。